

最高裁秘書第2504号

平成30年6月20日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成30年3月19日付け（同月22日受付，最高裁秘書第1156号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成29年7月21日付け請書（片面で5枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には，公にすると法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（印影）及び公にすると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（ファクシミリ番号）が記載されており，これらの情報は，行政機関情報公開法第5条第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから，これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

請 書

- 1 業務の名称、内容及び単価は次のとおりとする。
名 称 平成29年度裁判官採用のための健康診断
内 容 別紙第1のとおり
単 価 別紙第2のとおり
- 2 この業務によって知り得た秘密とされる事項を、他に漏らさない。
- 3 その他の必要な事項については、最高裁判所及び当医院が協議して定めるものとする。

以上の条項によりお請けする。

平成29年7月21日

受注者（医療機関）の住所及び名称

東京都千代田区平河町2-7-9JA共済ビル3F
医療法人 ホクレア
理事長 鷓澤 真 宏



(別紙第1)

平成29年度裁判官採用のための健康診断仕様書

第1 適用

本仕様書は、最高裁判所（以下「発注者」という。）が実施する標記の健康診断（以下「健康診断」という。）に適用する。

健康診断の検査項目及び検査内容は、別紙第2のとおり

第2 業務範囲

- 1 健康診断の実施に必要な検査容器等の準備
- 2 健康診断の実施
- 3 実施結果の報告

第3 実施日時、受検見込人員数及び実施場所

- 1 実施日時は、平成29年8月1日から平成30年3月31日までの間の営業日（「営業日」とは、「裁判所の休日に関する法律」で定める裁判所の休日を除いた日をいう。以下同じ。）のうち、対象者が確定後に、発注者及び受注者が協議して定める。

2 受検見込人員数 5人程度

なお、受検見込人員数は、最低受検人員数を保証するものではないので、受検人員数がこの受検見込人員数に達しなかったとしても、受注者は異議を申立てできない。

3 実施場所

東京都千代田区平河町2-7-9 JA共済ビル3F

うざわ内科クリニック

第4 業務責任者等

- 1 受注者は、健康診断業務の業務責任者を定め、速やかに発注者に通知する。
- 2 業務責任者は、発注者の担当者と事前の打合せを行い、健康診断及びその後の付随業務が円滑に実施されるよう努めなければならない。業務履行中に事故等

が発生した場合は、直ちに対応し、発注者に報告するとともに、速やかに調査を行い、その原因等を発注者に報告する。

第5 実施態勢

- 1 受注者は、健康診断に関する法令及び規則を遵守しなければならない。
- 2 受注者は、健康診断の検査方法等について、正当な事由がない限り、発注者の指示に従わなければならない。
- 3 受注者は、健康診断を実施期間内（受診時間を含む。）に滞りなく遂行できるように、十分な事前準備（検査容器、器具及び実施スタッフを含む。）を行う。
- 4 受注者は、本業務の一部又は全部を第三者に委託してはならない。ただし、発注者が事前に承諾した場合は、この限りでない。

第6 健康診断票の提出

受注者は、各健康診断実施日の翌日から起算して、3営業日以内に、健康診断票（発注者が指定する書式に、受検者ごとに全検査項目の結果及び検査医の判定を記載し、かつ、検査医が記名押印したもの）を提出し、発注者による補正の要否の確認を受けるものとする。

第7 業務完了の検査

- 1 受注者は、業務が完了した場合には、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の通知を受けた日から起算して2日以内に必要な検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 上記2の検査の結果、受注者が提出した健康診断票の補正が必要になった場合を含め、各健康診断業務の履行期限は、受検者ごとに、各健康診断実施日の翌日から起算して5営業日目までとする。

第8 代金の請求方法

- 1 受注者は、第7の検査に合格した旨の通知を受理した場合には、別紙第2の検査項目ごとの単価に受検人員数を乗じた金額を合計し、その合計額に消費税

額を加算した額を、支払請求書にて発注者に請求する。

- 2 発注者は、前項の支払請求書を受理した日から起算して30日以内に、受注者の指定する銀行口座に一括して振り込む方法により支払う。

第9 経費負担

業務に必要な経費、検査器材、備品及び消耗品等はすべて受注者の負担とする。

第10 その他

- 1 本業務により発生した廃棄物等は、すべて受注者の責任により処分する。
- 2 その他本仕様書に定めのない事項及び内容については、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(別紙第2)

	番号	検査項目	検査内容	対象者	1人当たり 税抜単価 (円)
基本検査	1	身体測定	身長, 体重, BMI /	受検者全員	¥3,000
	2	尿検査	尿たん白, 尿糖		
	3	血圧測定			
	4	診察	既往歴, 自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
	5	血液検査	(1) AST, ALT, γ GTP, LDL-C, HDL-C, TG, UA, BS	35歳以上の者	¥3,500
			(2) WBC, RBC, Hb, Ht, PLT	40歳以上の者	¥1,500
(3) BUN, Cre, HbA1c					
6	胸部エックス線検査	撮影及び読影	受検者全員 ただし, 対象者が健康診断実施日前3か月以内に胸部エックス線検査を受検し, 同検査の結果報告書等を提出した場合又は対象者が妊娠中若しくはその疑いがある場合は, 検査医の判断で省略することができる。	¥2,000	
精密検査	7	血圧測定	安静時血圧	番号3の検査結果が収縮期血圧160以上又は拡張期血圧100以上の者 ただし, 対象者が高血圧治療中の申告をした場合又は高血圧以外の疾患について医師の診断書又は検査結果報告書等を提出した場合は, 検査医の判断で省略することができる。	¥1,000
	8	心電図	記録及び読影	番号7の検査結果が収縮期血圧180以上若しくは拡張期血圧110以上の者又は心疾患の疑いのある者のうち, 検査医が必要と認めた者	¥2,000
	9	血液検査(※)	(1) AST, ALT, γ GTP, LDL-C, HDL-C, TG, UA, BS	番号3の検査結果が収縮期血圧160以上若しくは拡張期血圧100以上の者, 肝臓疾患の疑いのある者, BMI15.5以下の者又はBMI30以上の者のうち, 検査医が必要と認めた者	¥3,000
			(2) TCH, UA, BUN, Cre	番号2の検査結果が尿たん白(+)以上の者又は腎臓疾患の疑いのある者のうち, 検査医が必要と認めた者	¥2,000
			(3) AST, ALT, γ GTP, LDL-C, HDL-C, TG, UA, BS, BUN, Cre	番号2の検査結果が尿糖(±)以上の者又は糖尿病の疑いのある者のうち, 検査医が必要と認めた者	¥4,000
			(4) HbA1c	貧血又は血液疾患の疑いのある者で, 検査医が必要と認めた者	¥2,000
			(5) WBC, RBC, Hb, Ht, PLT		
			(6) 網赤血球数		
			(7) 白血球分類(血液像)		
	10	尿検査	尿沈渣	番号2の検査結果が尿たん白(+)以上の者又は腎臓疾患の疑いのある者のうち, 検査医が必要と認めた者	¥1,000
	11	聴力測定		聴力低下の疑いのある者のうち, 検査医が必要と認めた者	¥1,000
文書代					¥2,000

※ 検査内容中, 基本検査で実施していない項目のみ追加する。